

(陳受27第7号)

武蔵野市職員執務室の個室等の除去を求めることに関する陳情

受理年月日

平成27年11月16日

陳情者

埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松1-7-27
小畑 孝平

陳情の要旨

不正等を予防し、武蔵野市政を開けたものにし、健全な発展をさせるためには、武蔵野市職員の執務室を一律大部屋として開放すべきである。

かねてより、全国的に官公庁の要職及び特定の部署は、機密情報を扱うことを理由に、個室または孤島の要塞にこもり、人目につかぬところで、ろくでもない執務態度を日々横行させている職員が多いことが問題視されている。機密の保持と、大部屋での執務を回避し、または人目につかぬところで楽をすること、もしくは怠けることとは、全く別問題である。多くの官公庁で、むしろ、人目につかぬところでこそ、職員の執務様態が不良ゆえ、個人情報等の不当な取り扱い、その他の不正が発生している。

以上の趣旨から、下記のことについて陳情する。

記

- 1 武蔵野市役所及びその関係機関並びにこれらの出先機関等における武蔵野市職員の執務室を、一律大部屋にすることを求める。
- 2 上記1に際し、市長をも含む要職及び特定の部署の個室の一切を除去し、開かれた執務室の構築を求める。